

終わりに

以上、「フィリピンの地方自治」について、関連した国の行政制度を含め地方自治制度に焦点を当てて述べてきたが、最後にその特徴を簡単にまとめてみたい。

まず、フィリピンの「国の行政」について、その特色や要点をまとめると、次のようなことが言える。

- (1) フィリピンは、77 の州から構成された立憲共和国であり、その統治機構は、長年支配下にあったアメリカ合衆国の影響を強く受け、同国型の大統領制を採用している。また、中央レベルでは、大統領を中心に、行政府（行政）、国会（立法）、裁判所（司法）の三権分立が確立されている。
- (2) 大統領は、国家元首として国を統率し、内閣を組織する。内閣は、大統領、副大統領のほか、22 名の長官（官房長官、報道長官、国家経済開発庁長官及び 19 省の長官）で構成されている。国の行政機関は、19 の省などから成り立っており、各省は、政策を効果的に推進させるため、14 の行政管区に地方事務所を設置している。
- (3) 国の行政機関の中で、地方自治に関する事務を所管するのは、内務・地方自治省である。同省では、1991 年に組織改正が行われ、地方行政に関する業務を所管する組織のほか、フィリピン国家警察など国内の平和・秩序を維持する業務を所管する組織が加わった。
なお、内務・地方自治省の予算額は、19 省のうちでは 4 番目の規模となっている。

次に、フィリピンの「地方の行政」について、その特徴を中心にまとめると、次のとおりである。

- (1) 地方自治体の単位は、基本的には州、市・町、バラングイの 3 層構造から成り立っている。州は、市及び町からなっており、さらに、市及び町は、この国における地方自治体の最小単位であるバラングイから構成されている。
州は、町や市を超えるような広域的な行政サービスや、個々の町や市が実施するには難しい高度なサービスを行う自治体とされる。市や町は、一群のバラングイから構成されており、住民に対して、基礎的、直接的な行政サービスを行う自治体である。なお、市は、高度都市化市と構成市の 2 つに分けられる。前者は、日本の政令指定都市に近い地方制度上の構造をもっており、州からの監督を受けない。一方、後者は、一般的な市であり、町と同等に扱われる。バラングイは、50～100 世帯からなり、最も身近な自治体として、政府の政策、プロジェクトの実施と地域計画の作成を行う。
- (2) 各地方自治体には、立法機関としてサングニアンと呼ばれる議会が存在する。議会は、公選議員と非公選議員からなり、定数は各レベルで異なっている。議会は、条例の制定、予算など重要案件の決議を行うほか、管轄下の自治体議会への条例や議決に対して審議を行う権限も付与されている。

- (3) 首長は、地域の住民を代表して政治を行う。その役割としては、議会への予算書の提出、議会の条例など議決案件に対する拒否権の行使、地方任命官の任命と解任などである。各自治体の首長は、人事行政の責任を負い、行政機関の吏員に関する任命権を有している。
- 国の人事委員会のガイドラインや関連法令の拘束を受けるが、その管轄下の人事について、独自の判断で、異動、免職、停職、懲戒などの処分ができる。
- (4) フィリピンの地方行政の一つの特徴として地方任命官制度が挙げられる。地方任命官は、地方自治体の部局長クラスに相当し、すべて議会の同意に基づき首長から任命される政治的任用者である。特に、財務官は、地方財政の要職にあるため、首長が作成した3名のリストから財務長官が任命する。
- (5) 地方自治体の歳入は、依存財源と自主財源に分けられる。依存財源には、内国歳入配当金、負担金・分担金、金融機関等からの借款、信用供与などがあり、自主財源には、地方税のほか、使用料・賃借料、公益企業収入などがある。地方自治体の総歳入額の65～70%は依存財源であり、そのほとんどが国からの配当金である内国歳入配当金で占められている。
- (6) 大統領は、地方自治法の理念に反しない限り、憲法や他の法令で定められた範囲において、地方自治体に対して、監督、指導、命令する権限と機能を持っている。権限を行使する場合は、州や高度都市化市に対しては直接行われるが、構成市や町に対しては州を通じて、バランガイに対しては市や町を通じて行われる。また、地方自治体も、管轄下の自治体に対して、一般的な監督権を有しており、指導や命令を行うことができる。
- (7) 州、市、町、バランガイは、地方自治体のレベルの共通した課題を協議し、それを解決するための具体的な政策や施策を講じるために、連合組織であるバランガイ議会連合会、町連合連盟、市連合連盟、州連合連盟を設立することができる。

最後に、新地方自治法の制定を契機に、「中央集権」から「地方分権」に向け歩み始めたフィリピンの改革の意義と今後の方向性について簡単に述べることにしたい。

今回の新地方自治法の制定で、「地方分権」が推進された。ポイントをもう一度整理すると次のとおりである。

- ①権限・業務（行政サービス）の一部が中央政府から地方自治体に委譲された。
- ②地方財源の拡大（国からの財源の委譲・資金調達の権限の付与）
- ③住民団体や非政府団体等に対する地方政治・行政への参加権限の付与

なお、多くの発展途上国においては、かつて植民地支配を受けた西洋諸国から独立を達成する過程で自国を防衛しなければならなかったため、高度に中央集権化した行政システムや官僚制度が確立されたが、こうした国家統治の枠組みや政治体制は、近年においてもほとんど改革や変化が見られない。したがって、現在、「地方分権」は、多くの発展途上国の重要な政策の一つとされている。

このような情勢の中で、フィリピンにおいて、他の発展途上国に先駆け、体系的に地方自治法が整備され、地方自治の確立と地方分権化へ向け歩み始めたことは、非常に意義深いことである。

しかし、先に指摘したように、地方自治法の理念に沿った実質的な地方分権を達成するためには、今後、克服しなければならない課題が多く存在する。

フィリピン大学行政学部のブリアンテス（ALEX B. BRILLANTES, JR. Ph. D）準教授（当時、地方行政学院長）は、1996年9月、インドネシアのバリ州で行われた当事務所主催のアセアン地域地方行政フォーラムにおいて、地方自治体の課題と今後の方向性について、次のように指摘した。

① 地方財政の改善と強化

地方自治体における新しい財源の創設、実態にあった内国歳入割当金の配分方法の見直し、効果的な収税方法の考案、企業的なセンスをもった地方自治体の創設、民間セクターとの連携の強化などによって、地方自治体の財政状況を改善し、そのシステムの強化を図らなければならない。

② 地方行政の人材育成機関の設置

地方自治体に人材育成の専門機関を設置し、効果的な人材開発のプログラムを実施するなど、地方自治体の職員の能力向上に努めなければならない。

③ 地方自治への住民参加の促進

各分野の代表者を地方自治体の諮問機関や委員会などのメンバーに登用するなど、容易に市民が参加できるような環境を整える。

④ 中央政府・地方自治体相互の役割分担の明確化

地方分権を進めるうえで、中央政府と中央政府（各省庁間）、中央政府と地方政府、上級地方自治体と下級地方自治体の関係において、それぞれの役割と責任の範囲を明確に定義づける必要がある。

⑤ 自治体連合連盟の統一

自治体の意見を集約させるため、各自治体レベルの連合連盟を一つの連盟として統合する必要がある。

⑥ 継続的な中央政府からの支援、協力

地方自治体が必要とする技術的な支援、行政能力向上のための研修会の実施、意見交換会の設定、定期的な情報の交換など、中央政府は、より強力な地方自治体に対する支援、協力を行う必要がある。

⑦ 情報技術やコンピューターを使った能力開発

地方自治体においても、情報化社会に対応できるように、インターネットの活用など情報技術やコンピューターを駆使し、行政の能力開発に努めなければならない。

⑧ 国際機関の連携の強化

現在、フィリピンにおいて活動している様々の国際機関や組織と連携を深めるなどし、グローバルな視野を持って地方自治体の改革や発展計画を進めなければならない。

新地方自治法の施行から5年が経過した現在において、上記のような地方分権に関する様々な研究が進められる一方、より効果的な地方分権の確立を目指した地方自治法の一部改正に着手するなど、フィリピンは、「地方分権」の実現に向け、新たな局面を迎え動き始めた。

近年、この国は、政治的、経済的にも非常に安定しており、国家として、これまでにない発展と成長を遂げている。こうした新生フィリピンにおいて、今後、国と地方自治体が住民や民間団体と一丸となって、地方自治法の理念を実践し、どのように「地方自治」と「地方分権」を推し進めていくのか注目されるところであり、引き続き今後の動向を注意深く見守りたい。

日本とフィリピンは、歴史的にも関わりが深く、緊密な間柄であるが、近年、特に、両国の地方レベルでの姉妹交流、文化交流も一層盛んに行われるようになった。こうしたことから、本レポートがフィリピンに関心を持つより多くの人々の理解を深め、ひいては両国の地方レベルでの一層の交流促進と相互理解の一助となれば幸いである。

最後に、「フィリピンの地方自治」の執筆にあたっては、フィリピン内務・地方自治省の地方行政学院及びEROPA（行政に関するアジア・太平洋地域機関）フィリピン本部の職員の皆様には、聞取調査協力や資料提供など、格別のご協力、ご配慮をいただいた。心からお礼を申し上げます。

<参考文献>

[第1章]

- ・在フィリピン日本商工会議所「フィリピン経済の手引き（1992年度版）」
- ・在フィリピン日本商工会議所「フィリピン経済の手引き（改訂版）」
- ・在フィリピン日本大使館「フィリピン共和国」
- ・アジア経済研究所「アジア動向年報 1996」
- ・河出書房新社「アジア読本フィリピン」
- ・弘文社「もっと知りたいフィリピン」
- ・同朋舎「フィリピンの辞典」
- ・NATIONAL STATISTICS OFFICE「1995 PHILIPPINE YEARBOOK」
- ・NATIONAL STATISTICAL COORDINATION BOARD「1996 Philippine Statistical Yearbook」

[第2章]

- ・アジア経済研究所「フィリピンの経済開発と地方分権化政策」
- ・アジア経済研究所「ASEAN 諸国の政党政治」
- ・アジア経済研究所「ASEAN 諸国の政治体制」
- ・NATIONAL STATISTICS OFFICE「1992 PHILIPPINE YEARBOOK」
- ・NATIONAL STATISTICAL COORDINATION BOARD「1993 Philippine Statistical Yearbook」
- ・NATIONAL STATISTICS OFFICE「1995 PHILIPPINE YEARBOOK」
- ・NATIONAL STATISTICAL COORDINATION BOARD「1996 Philippine Statistical Yearbook」
- ・The Diplomatic Post Publishing Corporation「1997 Philippines Government Directory」
- ・LOCAL GOVERNMENT ACADEMY
「Department of The Interior and Local Government」
- ・JOSE N. NOLLEDO「The 1991 Synchronized Election Law」

[第3章]

- ・クレアシンガポール「クレア地域地方フォーラム報告書」
- ・（財）地方自治協会「アジア諸国の地方制度（Ⅰ）」
- ・（財）地方自治協会「アジア諸国の地方制度（Ⅴ）」
- ・（財）地方自治協会「アジア諸国の地方制度（Ⅵ）」
- ・第一法規「比較地方自治－諸外国の地方自治制度－」
- ・講談社「新東南アジアハンドブック」
- ・NATIONAL STATISTICS OFFICE「1995 PHILIPPINE YEARBOOK」
- ・NATIONAL STATISTICAL COORDINATION BOARD「1996 Philippine Statistical Yearbook」
- ・JOSE. N. NAOLLEDO「The 1991 Local Government Code with Basic Features」

- LOCAL GOVERNMENT ACADEMY 「Local Government Code of 1991 」
- LOCAL GOVERNMENT SENTER
「Decentralization , Autonomy and The Local Government Code」
- THE OVERSIGHT COMMITTEE
「Rule and Regulation Implementing The Local Government Code of 1991」
- SEOUL NATIONAL UNIVERSITY PRESS 「The Local Political System in Asia」
- RENATO R. PASIMIO 「The Philippine Constitution and Political Science」
- OXFORD UNIVERSITY PRESS 「Government and Politics of The Philippines」
- LOCAL GOVERNMENT CENTER
「National Consultation Workshop on Decentralized Government Research」
- LOCAL GOVERNMENT CENTER 「Local Economic Promotion 」
- EROPA 「Asian Review of Public Administration」
- LOCAL GOVERNMENT ACADEMY 「Manual of Operation」

C L A I R R E P O R T 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 1 号	英国の新地方税システムーコミュニティー・チャージー	1989/12/27
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/1/4
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/2/1
第 4 号	米国連邦政府 1 9 9 1 会計年度予算について	1990/2/27
第 5 号	英国地方財政統計 1 9 8 6 / 8 7	1990/3/1
第 6 号	A C I R (政府間関係助言委員会) の概要	1990/3/26
第 7 号	英国の地方財政読本(1) ー地方団体の収入と支出ー	1990/4/27
第 8 号	英国の地方財政読本(2) ー地方税；現行税と新税ー	1990/4/27
第 9 号	英国の地方財政読本(3) ー地方団体に対する交付金制度ー	1990/4/27
第 10 号	英国の地方財政読本(4) ー地方団体の予算ー	1990/5/28
第 11 号	英国の地方財政読本(5) ー地方団体の会計処理ー	1990/5/28
第 12 号	英国の地方財政読本(6) ー付録ー	1990/5/28
第 13 号	英国の 1 9 9 0 年統一地方選挙	1990/5/28
第 14 号	アメリカの地方債	1990/6/28
第 15 号	英国の公共支出計画と地方団体	1990/7/30
第 16 号	ボルチモアにおけるウォーターフロント再開発	1990/8/20
第 17 号	ロンドンの地方行政 ー大ロンドンの廃止をめぐってー	1990/9/28
第 18 号	米国の救急業務体制 (E M S)	1990/10/5
第 19 号	1 9 9 0 年米国中間選挙の概要	1990/11/30
第 20 号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第 21 号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/1/7
第 22 号	イギリス中央政府の機構 ー地方団体に対する関与機構ー	1991/1/18
第 23 号	ニューヨーク州財政及び 9 1 年度予算の概要	1991/2/8
第 24 号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/2/28
第 25 号	米国連邦政府 1 9 9 2 会計年度予算案について	1991/3/5
第 26 号	イギリスにおける少数民族対策	1991/3/11
第 27 号	フランスの地方財政	1991/3/15
第 28 号	英国の公共支出計画と地方団体 ー 1 9 9 1 年度予算案の概要ー	1991/4/27
第 29 号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/4/27
第 30 号	ウィディコム委員会報告と 1 9 8 9 年地方自治住宅法	1991/5/24
第 31 号	英国の 1 9 9 1 年統一地方選挙	1991/6/14

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 32 号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 ―その制度と日米比較―	1991/7/5
第 33 号	「地方団体のための新税」協議書	1991/8/9
第 34 号	米国におけるへき地医療施策	1991/9/20
第 35 号	英国における教育	1991/10/17
第 36 号	英国における社会福祉	1991/10/17
第 37 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(1) ―ニューヨーク市財政制度―	1991/11/13
第 38 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(2) ―1991年ニューヨーク市財政危機―	1991/11/13
第 39 号	ニューヨーク市財政制度と財政危機(3) ―1992年度ニューヨーク市予算―	1991/11/13
第 40 号	英国の監査制度	1992/1/31
第 41 号	フランスの下水道 ―第1部 制度的枠組みと改革の動向―	1992/3/6
第 42 号	フランスの広域行政 ―その制度、実態及び新法による改革―	1992/3/13
第 43 号	米国連邦政府 1993 年度予算案について	1992/3/30
第 44 号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/3/30
第 45 号	フランスの地方自治体の国際交流 ―その理念と現状―	1992/3/30
第 46 号	「イングランドにおける地方団体の内部運営」協議書	1992/4/30
第 47 号	英国の地方団体の機能と広域行政	1992/5/25
第 48 号	米国・サンシティー ―老人のユートピア―	1992/6/5
第 49 号	英国における姉妹都市提携と地方団体	1992/6/10
第 50 号	英国の公益事業	1992/7/21
第 51 号	米国における広域行政について ―ニューヨーク州、フロリダ州、カリフォルニア州―	1992/8/7
第 52 号	英国の 1992 年総選挙および統一地方選挙	1992/8/7
第 53 号	米国地方自治の現場Ⅰ ―インディアナ州エルクハート市―	1992/9/1
第 54 号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第 55 号	1992 年米国大統領選挙等の概要(1) ―連邦編―	1992/12/25
第 56 号	1992 年米国大統領選挙等の概要(2) ―地方編―	1992/12/25
第 57 号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第 58 号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第 59 号	米国地方政府の破産	1993/1/20
第 60 号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/2/26
第 61 号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/2/26
第 62 号	サウスカロライナ州（米国地方自治の現場Ⅱ）	1993/3/12
第 63 号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/3/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 64 号	ニューヨーク州スカーズデール村（米国地方自治の現場 Ⅲ）	1993/3/25
第 65 号	英国の学校における日本教育	1993/3/31
第 66 号	フランスの地方公務員制度 第 1 部	1993/3/31
第 67 号	米国の成長管理政策（1）－総論・地方政府編－	1993/5/20
第 68 号	米国の成長管理政策（2）－州政府編－	1993/5/20
第 69 号	シティズン・チャーター－現代版マグナカルタ？－	1993/6/21
第 70 号	フランスの地方公務員制度－第 2 部－	1993/7/12
第 71 号	ロンドンの地方団体について	1993/7/12
第 72 号	英国における地方議員と地方行政	1993/7/20
第 73 号	コントラクト・シティ	1993/7/30
第 74 号	英国の 1993 年統一地方選挙	1993/8/31
第 75 号	フランスの高齢者福祉（1）	1993/9/30
第 76 号	フランスの高齢者福祉（2）	1993/9/30
第 77 号	イングランドとウェールズの水道	1993/10/15
第 78 号	英国の社会保障の現状及び今後の動向	1993/10/15
第 79 号	英国の地方団体構造改革の動向	1993/12/24
第 80 号	内側から見た英国	1994/3/15
第 81 号	イングランドの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 82 号	アイルランド－国の仕組みと地方自治－	1994/3/25
第 83 号	統一ドイツと財政調整－連邦制財政システムは生き残れるか－	1994/4/15
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 86 号	現代フランス都市計画の手法（1）	1994/5/30
第 87 号	現代フランス都市計画の手法（2）	1994/5/30
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 90 号	1994 年英国統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 95 号	ロンドンの分散 (Decentralisation) 政策と都市開発	1995/1/20

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 96 号	アメリカン・インディアン ―その過去・現在・未来―	1995/2/14
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 98 号	1994 年中間選挙 ―地殻変動をもたらした米国政治の動向―	1995/2/28
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニケーション・プログラム	1995/3/13
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム ―FEMA と US & R 隊―	1996/3/1
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 ―グラウンドワークの理念と実践	1996/5/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 120 号	米国におけるボランティア活動 ―その理念と実態―	1996/8/15
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制	1996/10/31
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 ―6 州の企業誘致政策を中心に―	1996/11/22
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp> をご覧下さい

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 139 号	1996年米国大統領選挙	1997/3/24
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営	1997/3/31
第 142 号	英国の1996年統一地方選挙	1997/4/30
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説(1) (州政府)	1997/6/20
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説(2) (地方自治体)	1997/6/20
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 151 号	カリフォルニア州サンベニス・カウンティ レイクウッド市 (米国地方自治の現場Ⅳ)	1997/11/28
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 160 号	タイの行政制度－地方の行政を中心に－	1998/3/5
第 161 号	自治体による国際協力への支援－欧州の現状－	1998/3/27
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 163 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(1)	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(2)	1998/5/15
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください